

荒川区生活安全条例の一部改正（案）について
【概要版】

1 改正目的

安全で安心して暮らせる地域社会の実現に向け、地域の景観の向上や誰もが快適に過ごせる環境の確保を図るため、区条例の一部を改正し、区内における客待ち行為等に対する規制を強化します。

2 現状と課題

区内での性風俗店などの客引き行為や執拗な客引き行為は、東京都の「公衆に著しく迷惑をかける暴力的不良行為等の防止に関する条例」（以下「迷惑防止条例」という。）により、区内全域で禁止されています。これに対し、客待ち行為は、都の迷惑防止条例により地区及び行為を限定して規制されていますが、当区は規制区域の対象外のため、区内での客待ち行為については、都の迷惑防止条例の規制で対処できません。

こうした状況を踏まえ、区では平成24年8月に区条例の一部を改正し、特定の客待ち行為（性風俗やわいせつ性の高いキャバクラ等）に限り禁止しています。

以来、区は警察と連携し、夜間パトロールや安全安心パトロールカー（以下「青色パトロールカー」という。）による警戒を継続してきました。

しかしながら、昨今、都の迷惑防止条例にあたらぬ客引き行為や区条例にあたらぬ客待ち行為が常態化し、通行人に不安を与えるだけでなく、駅周辺の景観や地域イメージを損なう要因となっています。特に日暮里駅周辺では、主にガールズバーなどの客待ち行為等が多発し常態化しています。現在、23区の中で、区独自に客引き行為や客待ち行為を規制している14区のうち、当区以外の区ではより厳しい規制内容となっています。

以上のように、現行の区条例の枠組みでは、都の迷惑防止条例にあたらぬ客引き行為や区条例にあたらぬ客待ち行為に対し、十分な注意や指導ができない状況です。したがって、区の実情や他区の規制内容等を踏まえ、より実態に即した規制強化を図ることが必要です。

3 規制対象行為

区内の公共の場所（道路、公園、広場その他の不特定多数の者が通行し、又は利用する場所）において、以下の客引き行為等が禁止となります。

客引き行為等とは、客引き行為、客待ち行為、勧誘行為、勧誘待ち行為をいいます。

（1）客引き行為

公共の場所において、不特定の者の中から相手方を特定して接近し、客となるよう誘う行為

(2) 客待ち行為

上記(1)の客引き行為をする目的で、公共の場所において相手方となるべき者を待つ行為

(3) 勧誘行為

公共の場所において、いわゆる「スカウト行為」により、特定の者を勧誘する行為

(4) 勧誘待ち行為

勧誘行為をする目的で、公共の場所において、相手方となるべき者を待つ行為

4 営業活動の規制

飲食店等を営む者は、公共の場所における客引き行為等を用いた営業活動が禁止となります。また、従業員への指導、監督その他必要な措置を講ずるよう努めるものとします。

【対象となる飲食店等の例】

- ①居酒屋、スナック、ガールズバー、キャバクラ、ホストクラブ等
- ②カラオケボックス等
- ③ソープランド、ファッションヘルス、ラブホテル、アダルトショップ等
- ④整体等

5 指導

区は、区内全域の公共の場所において客引き行為等を行った者（その行為を指示した責任者等含む）に対して、指導^{※1}を実施し違反行為をやめるよう求めることができます。

※1 指導は口頭又は書面で行います。

指導

6 勧告

区は、指導を受けた者が更に違反行為をしている場合、勧告^{※2}を実施します。

※2 勧告（当該行為を中止するよう求める行為）は書面で行います。

指導



勧告

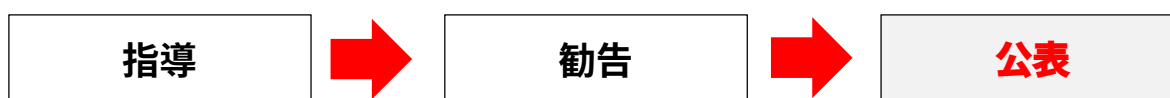
7 公表

区は、勧告を受けた者が従わなかった場合、公表^{※3}を実施します。

- ※3 区長は、客引き行為等を行い、勧告に従わなかった者について、下記の事項を公表することができます。

(公表事項)

- ア 氏名、勤務先、住所（代表者・責任者・個人事業主等を対象とする）
- イ 違反店舗名 店舗の所在地
- ウ 違反行為の内容



8 過料

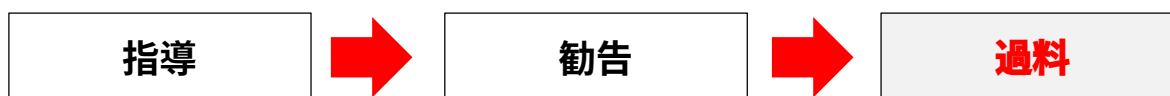
区は、勧告に従わず、違反行為を続ける者へ、過料^{※4}の罰則を適用します。

- ※4 次の事項に該当する者は、50,000円以下の過料を科します。

- ・ 勧告に従わず、違反行為をしたもの
- ・ 勧告に従わず、客引き行為等をしたものから紹介を受けて、当該客引き行為等を受けたものを客として営業所内に立ち入らせた店舗等を営む者

(両罰規定)

過料については違反行為者を罰するほか、その使用者である事業者に対しても過料を科す場合があります。



9 立ち入り調査等

違反行為に必要な措置をするにあたり、違反者の事務所、営業所の立ち入り、必要な事項を調査し、又は関係者に対し、当該違反行為をした者の氏名、住所、その他の質問事項について質問し、もしくは文書の提示その他の協力を求めることができるものとします。